

第 12 号議案

神戸市こども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件

神戸市こども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 13 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市こども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

神戸市こども医療費助成に関する条例（昭和48年 4 月条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（用語の定義）</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 児童 <u>18歳</u>の誕生日の前日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者（乳児、幼児等及び小児を除く。）であつて、神戸市重度障害者医療費助成に関する条例又は神</p>	<p>（用語の定義）</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 児童 <u>15歳</u>の誕生日の前日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者（乳児、幼児等及び小児を除く。）であつて、神戸市重度障害者医療費助成に関する条例又は神</p>

戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例による医療費の助成を受けていない者をいう。

(5) 乳幼児等 乳児、幼児等、小児及び児童をいう。

(助成の範囲)

第4条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合における医療費のうち、国民健康保険法の被保険者又は社会保険各法の被保険者若しくは組合員（被保険者又は組合員であつた者を含む。以下同じ。）が負担すべき額（当該医療に要する費用の額から国民健康保険法及び社会保険各法の規定により医療の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法による保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合

戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例による医療費の助成を受けていない者をいう。

(5) 高校生等 18歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にある者（乳児、幼児等、小児及び児童を除く。）であつて、神戸市重度障害者医療費助成に関する条例又は神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例による医療費の助成を受けていない者をいう。

(6) 乳幼児等 乳児、幼児等、小児、児童及び高校生等をいう。

(助成の範囲)

第4条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合における医療費のうち、国民健康保険法の被保険者又は社会保険各法の被保険者若しくは組合員（被保険者又は組合員であつた者を含む。以下同じ。）が負担すべき額（当該医療に要する費用の額から国民健康保険法及び社会保険各法の規定により医療の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法による保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合

における当該給付を含む。)を控除した額。以下「被保険者等負担額」という。)について、対象乳幼児等である乳児の医療費並びに対象乳幼児等である幼児等、小児及び児童の入院に係る医療費の場合にあつては被保険者等負担額の全額を、対象乳幼児等である幼児等、小児及び児童の外来に係る医療費の場合にあつては被保険者等負担額から一部負担金を控除した額(対象乳幼児等である幼児等のうち3歳の誕生日の属する月の末日までの間にある者にあつては、次項から第5項までの規定にかかわらず、被保険者等負担額の全額)を助成する。ただし、法令の規定その他の制度によつて国、地方公共団体又は独立行政法人が負担する医療に関する助成を受けることができるときは、この限りでない。

(1)、(2) [略]

2～6 [略]

における当該給付を含む。)を控除した額。以下「被保険者等負担額」という。)について、対象乳幼児等である乳児の医療費並びに対象乳幼児等である幼児等、小児、児童及び高校生等の入院に係る医療費の場合にあつては被保険者等負担額の全額を、対象乳幼児等である幼児等、小児及び児童の外来に係る医療費の場合にあつては被保険者等負担額から一部負担金を控除した額(対象乳幼児等である幼児等のうち3歳の誕生日の属する月の末日までの間にある者にあつては、次項から第5項までの規定にかかわらず、被保険者等負担額の全額)を助成する。ただし、法令の規定その他の制度によつて国、地方公共団体又は独立行政法人が負担する医療に関する助成を受けることができるときは、この限りでない。

(1)、(2) [略]

2～6 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

(資格の認定の特例)

- 2 市長は、この条例の施行の際現に神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する

条例（昭和54年3月条例第73号）又は神戸市重度障害者医療費助成に関する条例（昭和48年4月条例第7号）により医療費の助成を受けている者のうち、出生の日から18歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にある者を監護している親権者若しくは後見人又はこれに準ずる者について、この条例による改正後の神戸市こども医療費助成に関する条例（以下「新条例」という。）第5条第1項本文の規定にかかわらず、同項の認定をすることができる。

3 市長は、施行日前において神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例又は神戸市重度障害者医療費助成に関する条例により医療費の助成を受ける資格を喪失した者のうち、出生の日から18歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にある者を監護している親権者若しくは後見人又はこれらに準ずる者について、新条例第5条第1項本文の規定にかかわらず、同項の認定をすることができる。

4 附則第2項の規定により資格者として認定された者について、その監護する出生の日から18歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にある者に係る神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第5条第1項の規定により認定を受けた受給資格又は神戸市重度障害者医療費助成に関する条例第4条第1項の規定により認定を受けた資格は、喪失する。

（準備行為）

5 次に掲げる行為その他の準備行為は、施行日前においてもすることができる。

(1) 附則第2項、第3項及び第4項の規定を施行するために必要となる新条例第3条及び第5条の規定に基づく資格の認定及び受給者証の交付に係る行為

(2) 附則第2項の規定を施行するために必要となる神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第5条第2項本文の規定に基づく受給資格の喪失に係る行為

(3) 附則第2項の規定を施行するために必要となる神戸市重度障害者医療費助成に関する条例第4条第4項の規定に基づく受給資格の喪失に係る行為

（経過措置）

6 附則第2項又は第3項の規定により新条例の規定による資格者として認定された者に係る新条例の規定に基づく医療費の助成は、施行日以後に行われた診

療、薬剤の支給又は手当（以下「診療等」という。）について適用し、同日前に行われた診療等については、なお従前の例による。

理 由

こども医療費助成の助成対象の拡大に当たり、条例を改正する必要があるため。